



副本

平成24年(行コ)第82号公文書部分公開処分取消等請求控訴事件

控訴人 宮 部 龍 彦

被控訴人 滋 賀 県

平成24年7月13日

〒520-0044 滋賀県大津市京町三丁目3番28号

京町法律事務所(送達場所)

電話 077-525-3333・FAX077-525-3334

被控訴人訴訟代理人

弁護士 吉 田 和 宏

同 田 口 勝 之

同 伊 藤 慧



〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合政策部人権施策推進課(連絡先)

電話 077-528-3530・FAX077-528-4852

被控訴人指定代理人

滋賀県職員 三 輪 真 也

同 西 村 実

同 澤 野 宏 和



大阪高等裁判所第4民事部八二係 御中

答 弁 書

原本



中華人民共和國外交部駐香港特派員公署 (駐港公署) 啟事

茲將本署遷往新址辦公

新址地址：香港中環皇后大道中

電話：(852) 2522-2222

傳真：(852) 2522-2222

地址：香港中環皇后大道中

外交部駐港特派員公署



外交部駐港特派員公署

外交部駐港特派員公署

外交部駐港特派員公署

電話：(852) 2522-2222

傳真：(852) 2522-2222

地址：香港中環皇后大道中

外交部駐港特派員公署



外交部駐港特派員公署

外交部駐港特派員公署

中國駐香港特派員公署

書 冊 容

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

第2 控訴の理由（控訴人平成24年5月31日付控訴理由書〔以下、「控訴理由書」という。〕）に対する答弁

- 1 答弁
控訴の理由はいずれも争う。

- 2 同第4（求釈明）について

「財団法人滋賀県解放県民センター」は昭和50年10月に財団法人として設立されたもので、「滋賀県同和事業促進協議会」とは別の法人である。

第3 控訴理由書に対する反論

- 1 本件非公開情報の公開条例第6条第6号該当性について

- (1) 総論

ア 原審被告第1準備書面第2の6、被告第2準備書面の第3の2ないし5、被告第5準備書面等で詳細に主張立証したとおり、本件非公開情報は、滋賀県の各人権啓発事業に関する情報であり、本件非公開情報を公開することにより滋賀県の各人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非公開情報は、公開条例第6条第6号に該当する非公開情報であると認められる。

イ したがって、「本件非開示情報はいずれも（本件情報公開条例6条）6号事由に該当する情報である」として、「本件非開示情報につき非開示とした本件処分に違法があるとは認められない」との原判決の判示には何ら取り消されるべき理由はない。

- (2) 補足その1

ア 同和問題の現状

(ア) 原審被告第1準備書面の第2の1ないし3等で繰り返し述べているとおり、現在も同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず、近年においても、①同和地区の問い合わせ、②差別発言、③差別落書き、④身元調査、⑤インターネットの差別書き込み等の差別行為の発生が後を絶たず、このことは滋賀県内においても同様である。

特に、①や④は、居住先の選択や就職における採用、結婚等といった人生の重大な局面にあたって同和地区の所在地や同和地区の出身であるかどうか等を判断材料とする社会の差別意識が依然としてあることのあらわれといえる(乙52等)。

この点、原判決も、同和問題についての「問題事例」として認定しているところである。

(イ) このような状況の中で、本件非公開情報を公開すると、滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれが大いにあり、また、インターネット等が普及している現在においては誤った理解のまま情報が行き交い、人々に誤った情報を流布する事態を招くことが容易に想像されるなど、もって、部落差別が助長され、被控訴人が各人権啓発事業において長年にわたって実施してきた部落差別の解消という所期の目的の達成を著しく妨げる蓋然性が認められる。

現に、控訴人は、自ら、インターネット上にホームページを作成して、自らの調査に基づき作成したという同和地区名リストを掲載し、他のホームページに掲載され問題化したことにより法務省によって削除要請を受けたものと思われる「部落地名総鑑」や部落解放同盟員の名簿(甲5)を転載し、本訴において提出した証拠書類を掲載する等し、不特定多数の者が、容易にかかる情報を入手し身元調査等に利用できる状況を作出している(乙27の1ないし28の3[原告ホームページ])。

昭和50年に発生した部落地名総鑑事件の際、そういった凶書の発行は

「差別を助長する悪質な行為である」と当時の総理府総務長官、労働大臣等が談話を発表しているが、控訴人の行為は、まさに差別を助長する悪質な行為といえ、法務局から控訴人に対して、削除要請等がなされているが、控訴人はこれに従おうとはしない。

控訴人は、控訴理由書においても、後記(3)のウのとおり、「住みよい街づくりのために」及び「同和地区精密調査報告書（昭和37年及び昭和38年）」の公開により「差別意識が煽られ、差別行為が助長される」ことは生じていないと主張して、何ら憚るところがない。

(3) 補足その2

ア センター等の設置管理条例について

(ア) 控訴人は、原判決が、センター等の設置管理条例に関して、「これらの条例については、公報による公布がされたほか、特段の周知活動が行われているわけでもなく、現実問題として条例の存在及び規定の内容につき認識を欠く住民が相当数存することは否定し難いから、上記非開示情報が公開されることによって本件同和対策事業の適正な遂行に支障を与えるおそれはなお存在するというべきである。」と判示した点について、事実誤認・法令解釈の誤りを主張する。

(イ) この点、たしかに、地方自治法244条の2第1項に基づき、滋賀県内の市町はセンター等の設置管理条例を定めており、それらの設置管理条例には施設の名称、住所が記載され、一部の設置管理条例には施設が同和対策目的であることが明記されているものがある。そして、それらの設置管理条例は、公報による公布がなされるほか、多くの市町のホームページの例規集に記載されている。

(ウ) しかし、条例が住民に対し周知されていることが法の建前であるが、市町におけるセンター等の設置管理条例の周知活動の程度に関わらず、社会通念上、住民の大部分はその属する市町の多数に及ぶ条例を熟知し

ていることはないと認められるし、ましてや他の市町の条例は知らないのが通常であると認められるのであって、原判決の前記判示のとおり、

「現実問題として条例の存在及び規定の内容につき認識を欠く住民が相当数存することは否定し難い」といえる（なお、控訴人の指摘する日野町の広報[甲73]は日野町内にとどまるものである。）。

(エ) また、そもそも、センター等は、一般的に、地方自治法244条1項に基づき、同項の「公の施設」に該当するものとして、市町により設置管理条例が制定され、公報による公布等がなされているにすぎず、センター等の設置管理条例はその施設のある特定地域が「同和地区」であることを明らかにするものではないことから、センター等の設置管理条例によって、センター等のある特定地域が「同和地区」であることが「公にされている」すなわち「何人でも容易に知り得る状態におかれている」とも到底言えない。

(オ) さらにいえば、市町におけるセンター等の設置管理条例の存在及びその周知活動の程度に関わらず、前記のとおり、同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず差別行為の発生が後を絶たない現状は変わらず、よって、滋賀県の各人権啓発事業の必要性も、本件非公開情報を公開することにより滋賀県の各人権啓発事業の適正な施行に支障を及ぼすおそれも、何ら変わらないというべきである。

(カ) とすれば、市町におけるセンター等の設置管理条例の存在及びその周知活動の程度は、本件非公開情報を公開することにより滋賀県の各人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの認定を妨げる事情には何らならないというべきである。

(キ) 以上から、控訴人の前記主張は失当である。

イ 「滋賀の部落」について

(ア) 控訴人は、「滋賀の部落」（昭和49年8月28日発行）の冒頭にお

ける当時の滋賀県知事野崎欣一郎による『滋賀の部落』の発刊に寄せて」という文章の内容をとらえて、「滋賀の部落」が滋賀県の財政援助と資料提供より作られ十分な社会的信用性を有しているとして原判決の事実認定の誤りを指摘し、また、滋賀県が同和地区の場所の情報を流布させたとして本件非公開情報の公開と同和地区の公開とは因果関係がないなどと主張する。

(イ) しかし、原審被告第1書面第2の5の(3)のアの(イ)のbで述べたように、そもそも、「滋賀の部落」は、著作権者が、同書のまえがきにおいて「部落の歴史を知り、部落の歩んで来た道をふりかえることの、唯一の目的は、部落を解放すること、部落差別を克服することにあるということである。ましてや、部落を知り、部落のことに通じるということ、差別の再生産の過ちを犯すというようなことがあっては、断じて許されることではないということである。」(甲72[18頁])と記しているとおおり、歴史的研究と部落問題を一日も早く解決するために刊行されたものであり、かかる出版意図を離れて何人に対しても情報を提供しているものではない。

(ウ) ところが、かかる出版意図とは異なり、現実には、その後の昭和50年11月、部落地名総鑑の存在及び同書を用いた就職差別等が行われている事実が明らかになるなどし、前記のとおり、同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず差別行為の発生が後を絶たない現状にある。

そのような状況の中で、その後に出た「滋賀の部落」の復刻版には、未解放部落一覧の掲載はない。

また、「滋賀の部落」が図書館の蔵書となっているとしても、調査研究目的等を逸脱し人権侵害につながるような利用は制限されているのが一般である。

実際、「滋賀の部落」は、たとえば滋賀県立図書館では、制限図書とされており、貸出・閲覧・謄写は制限されている（乙25 [制限図書利用要綱]）。

また、国立国会図書館においても、資料の利用方法（閲覧・複写・図書館間貸出し・レファレンス）（乙26 [国立国会図書館資料規則第2条]）として、「館長は、人権の侵害等により利用に供することが不相当と認められる資料の利用の制限をすることができる」（乙26 [同規則第8条]）とされているほか、複写（自写を含む）は調査研究目的等に制限されている（乙26 [同規則31条]）。

(エ) したがって、控訴人の主張は、「滋賀の部落」の当初の出版意図を曲解するものであって相当ではなく、その後現在まで滋賀県が施行してきた各人権啓発事業には全く当てはまらないものである。

すなわち、滋賀県の各人権啓発事業においては、県民等が、部落地名総鑑のみならず、「滋賀の部落」のような出版物やインターネット上の情報を含め、調査研究目的等を逸脱して、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長する情報を入手したり・調査したりしてはならないことを啓発しているところである。

(オ) なお、本件非公開情報は、その内容及び性質上はもちろんのこと、情報源が行政たる滋賀県であることから情報の信用性が高く、滋賀県版部落地名総鑑の決定版となりかねないものである。

したがって、原判決の判示のとおり、本件非公開情報が「原告が公開している情報や出版物である『滋賀の部落』に記載された情報と同様に考えることはできない」ものである。

また、そもそも、「原告が公開している情報や出版物である『滋賀の部落』に記載された情報」の存在に関わらず、前記のとおり、同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず差別行為の発生が後を絶た

ない現状は変わらず、よって、滋賀県の各人権啓発事業の必要性も、本件非公開情報を公開することにより滋賀県の各人権啓発事業の適正な施行に支障を及ぼすおそれも、何ら変わらないというべきである。

さらに、本件非公開情報の内容及び性質等の問題のみならず、滋賀県が、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長する情報を入手したり・調査したりしてはならないと啓発しながら、自ら本件非公開情報を開示し、もって、同和問題に関する差別意識を煽り差別行為を助長させることは自己矛盾行為であり、各人権啓発事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことは明らかであることを、再度主張する。

(カ) 以上から、控訴人の主張は失当である。

ウ 「住みよい街づくりのために」及び「同和地区精密調査報告書（昭和37年及び昭和38年）」について

(ア) 草津市が、どのような検討・判断を経て「住みよい街づくりのために」を全部公開したかについて、被控訴人は関知しない。

(イ) 国立公文書館が、どのような趣旨で「同和地区精密調査報告書（昭和37年及び昭和38年）」を公開しているかは、被控訴人は関知しない（なお、同報告書は、滋賀県に関するものではない。）。

(ウ) 控訴人は、「住みよい街づくりのために」及び「同和地区精密調査報告書（昭和37年及び昭和38年）」の公開により「差別意識が煽られ、差別行為が助長される」ことは生じていない、と主張する。

しかしながら、実際は、両書の公開を受けた控訴人は、両書を本訴の証拠書類としてホームページにおいて公開している。

前記のとおり、同和問題に関する差別意識の解消が十分に進んでおらず差別行為の発生が後を絶たない現状においては、同ホームページを閲覧する不特定多数の人の中には、同和地区とされた地域やそこに居住する住民に対し、差別意識を持ち、さらに差別行為に至る者が存在する蓋

然性があるというべきである。

添付書類

- | | | |
|---|-----|----|
| 1 | 委任状 | 1通 |
| 2 | 指定書 | 1通 |

以上